

事件番号 令和5年度厚審第1号  
諮問番号 令和5年度諮問第3号

答申番号 令和5年度答申第4号  
答申日 令和6年3月28日

## 答 申 書

(審査庁) 厚木市長 山口 貴 裕 様

厚木市行政不服審査会

### 第1 審査会の結論

処分庁厚木市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人〇〇〇〇以下「審査請求人」という。）に行った令和5年5月2日付け厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号。以下「条例」という。）第26条第2項及び第42条の規定によりその例によることとされている第26条第2項に基づく固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免申請（以下「本件申請」という。）に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、処分庁が行った本件処分について、審査請求人が、本件処分は、固定資産税等の減免の要件を満たしているにもかかわらず、減免を認めないのは違法であると主張して、処分の取消しを求める事案である。

### 第3 事実関係

#### 1 関係法令等の定め

##### (1) 本件処分に係る根拠法令

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）は、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税等の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例に定めるところにより、固定資産税等を減免することができる（固定資産税につき法第367条。都市計画税につき法第702条の8第1項によりその例によるものとされている同条）。

法に基づき条例は、市長は、列挙する固定資産等のうち必要と認めるものについては、当該所有者に対して課する固定資産税等を減免することができる（都市計画税につき条例第42条によりその例によるものとされている同条同項同号）。

厚木市市税条例施行規則（平成13年厚木市規則第4号。以下「規則」という。）は、条例第26条第1項の「必要と認めるもの」について、同項第1号に該当する場合として次のとおり規定している（規則第8条第1号）。

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、使用する固定資産 当該扶助を受けている期間中に納期の末日の到来する税額の10分の10

イ アの生活扶助に準ずる公私の扶助を受けている者が所有し、かつ、使用す

る固定資産 当該扶助を受けている期間中に納期の末日の到来する税額の10分の10

(2) 申請手続に関する規定

条例は、固定資産税等の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請書と減免を受けようとする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならないとしている（固定資産税につき条例第26条第2項。都市計画税につき条例第42条によりその例によるものとされている第26条第2項）。

減免申請に対して市長は、減免を承認するとき又は承認しないときは、減免承認（不承認）通知書により、申請者に通知することとなっている（規則第10条）。

2 本件処分内容及び理由

処分庁においては、審査請求人の貧困を理由とする本件申請に対し、規則第8条第1号ア及びイその他の減免事由に該当しないものとして、本件処分をした。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年5月18日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づき、同年5月2日付けで処分庁が行った本件処分に対する審査請求を行った。

同年5月26日、審査庁から審理員が指定された。

同年6月22日、処分庁から審理員に弁明書及び書類が提出された。

同年7月18日、審査請求人から反論書及び審理員が職権により提出を求めた書類が提出された。

同年8月2日、審査請求人の経済状況を確認するため、審理員の職権により、審査請求人に対し、追加の資料の提出を求めた。

同年9月8日、審査請求人から、経済状況に関する書類の提出がなかったことを踏まえ、審理手続を終了した。

同年9月29日、審理員から審理員意見書が提出された。

同年10月25日、処分庁から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、厚木市行政不服審査会へ諮問書が提出された。

同年10月26日、当審査会から審査関係人宛てに主張書面等の提出及び口頭意見陳述の申立てについて告知を行った。主張書面等の提出及び口頭意見陳述の申立てはなし。

同年12月22日、当審査会から処分庁に対し審議への出席を依頼

同年12月26日、当審査会において出席した処分庁から事情を聴取した上、審議を行った。

同年12月27日、当審査会から処分庁に対し審議への出席を依頼

令和6年1月31日、当審査会において出席した処分庁から事情を聴取した上、審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審査関係人の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、障害年金及び特別障害者手当（以下「障害年金等」という。）で生計を立てている状態であり、貧困状態にあることから、固定資産税等の減免の対象となる規則第8条第1号イに該当する。

(2) 処分庁の主張の要旨

障害年金等は、貧困状態がその受給要件とされておらず、また、審査請求人から提出された減免申請書及び添付資料では、これらをもって貧困状態であることを認めることはできないため、規則第8条第1号イには該当しな

い。

## 2 審理段階における論点整理

審査請求人は、障害年金等で生計を立てている状態であるから、規則第8条第1号イに該当すると主張するので、審査請求人が同号イに規定する「生活扶助に準ずる公私の扶助を受けている者」に該当するか否かが問題となる。

## 3 審理員意見の理由

### (1) 審理員が認定した事実

ア 審査請求人は、身体障害等級1級の認定を受けている者であり、障害年金等を受給している。

イ 令和5年4月10日、審査請求人は、処分庁に対し、貧困を主旨とする減免申請書及び添付資料（身体障害者手帳（写し）、特別障害者手当認定通知書（写し）及び厚木市納付書兼領収書（令和4年度第4期分）（写し））を提出した。

ウ 審査請求人は、令和5年4月26日時点において、生活保護を利用しておらず、また、厚木市生活福祉課に生活困窮の相談もしたことはない。

エ 処分庁は、審査請求人に対し、減免の対象には該当しないとして、本件処分に係る通知書を令和5年5月2日付けで郵送し、審査請求人はこれを受領した。

### (2) 論点に対する判断

法及び条例が、貧困により生活のため公私の扶助を受けている者を固定資産税等の減免対象としているのは、他からの扶助を受けなければ最低限の生活を維持することが困難な程度に生活が困窮している者に対して税を課すと、最低限の生活を維持することが困難になることから、生活困窮者を保護するために課税を減免する趣旨であると解される。そして、規則第8条第1号アが、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者を減免の対象としているのは、同法の生活扶助を受給するに当たり、資力、収入、稼働能力その他の事情が審査され、必要最低限の生活のための扶助が必要な貧困状態にあると判断され、必要最低限の生活を維持するために支給されていることから、当該受給者に課税すると最低限の生活を維持することが困難になることが認められるからであると考えられる。そうすると、同号イにおいて、同号アの生活扶助に準ずる公私の扶助を受けている者とは、生活保護法の規定による生活扶助は受給していないが、生活扶助を受給する基準に達しているほどの貧困状態であることが認められ、必要最低限の生活の維持のために他から扶助を受けている場合を指すと解する。

障害年金は、社会保険の機能を有するもので、制度上は救貧的機能を目的とするものではないため、その受給に当たって貧困状態であることを要件とするものではなく、また、特別障害者手当も、所得制限はあるものの、生活保護上の生活扶助を受給する基準に達しているか否かを受給要件とするものではない。したがって、障害年金等を受給していることをもって、直ちに、生活保護上の生活扶助を受給する基準に達しているほどの貧困状態であることが認められ、必要最低限の生活の維持のための扶助を受けている者とは認められない。

もっとも、障害年金等の受給者において、生活保護上の生活扶助を受給する基準に達しているほどの貧困状態であることが認められるのであれば、障

害年金等は、生活に必要な最小限のための扶助の性質を有するものといえるから、その場合は、生活扶助に準ずる公私の扶助を受けている者に該当すると解される。

本件では、審査請求人が生活保護上の生活扶助を受給する基準に達しているほどに貧困状態にあるか否かを判断するために、審査請求人に対し、収入及び資産に関する資料の提出を求めたが、審査請求人から当該資料の提出はなかった。したがって、審査請求人が生活保護上の生活扶助を受給する基準に達しているほどに貧困状態であることを認めることはできない。

以上により、審査請求人が規則第8条第1号に該当すると認めることはできない。また、その他の減免事由に該当する事情も認められない。したがって、減免対象となる事実は認められないとして本件処分をした処分庁の判断は適法である。

## 第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

第4・1・(1)のとおりである。

なお、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、調査審議における主張書面又は資料の提出及び口頭で意見を述べる機会についての申立てについて審査請求人に告知したところ、申し出はなかった。

### 2 処分庁の主張の要旨

第4・1・(2)のとおりである。

## 第6 論点整理

第4・2のとおりである。

## 第7 答申の理由

### 1 認定した事実

第4・3・(1)のとおりである。

### 2 論点に対する判断

第4・3・(2)のとおり審査請求人の主張する事実を認めるに足りる書類が存在しないので、審査請求人の主張する事実を認めることができない。

## 第8 まとめ

以上の点から、本件処分における本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であると判断した。

## 第9 付言

処分庁は、条例に係る申請に対する処分については、厚木市行政手続条例（平成9年厚木市条例第12号）第5条の規定に従い、審査基準を整備する必要がある。

特に、本件処分のように障害者年金等の受給者自身が貧困状態であると主張し、障害者年金等受給者も規則第8条第1号イ「生活扶助に準ずる公私の扶助を受けている者」と主張される場合がある。

したがって、第26条第1項及び第42条に基づく固定資産税及び都市計画税の減免申請に対する処分については、規則第8条第1号イ「生活扶助に準ずる公私の扶助を受けている者」につき適正かつ公平な判断が可能となる審査基準とすることが望まれる。

厚木市行政不服審査会  
会長 内藤 悟  
委員 小島 利忠  
委員 佐藤 光輝